

別添資料
【保護者用】

松二っこ 新しい学校生活様式
松飛台第二小学校における
新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン
(令和2年5月25日版)

本校では、児童、保護者及び教職員が健康で安全な生活が送れるよう、差別や偏見、感染症拡大などを防ぐために、次の条件を保つことに努めてまいります。その中で、条件を満たさない状況が発生することも予想されますが、その都度、教職員の共通理解を図り、児童への指導を繰り返し行ってまいります。

1 お子様の健康管理について

- (1)必ず毎朝、検温と風邪症状（発熱、咳、のどの痛み、だるさ、息苦しさ、筋肉痛、関節痛、味覚・臭覚の異常等）の確認をし、健康観察確認票に記入の上、保護者が確認したサイン(または捺印)をし、登校時に持参させてください。健康観察は、同居するご家族も同様に行ってください。
- (2)本人および同居するご家族の中で、発熱や風邪の症状が見られた場合は、自宅療養させ、登校は控え、学校に電話連絡をお願いいたします。また、基礎疾患があるなど感染症への不安が理由でお子様の登校を控えたい場合は、学校にその旨をご相談ください。いずれの場合も、欠席扱いとはなりません。（「出席停止」の措置となります。）
- (3)登校後、健康観察等の確認は、昇降口で行い、家庭で確認できなかった人は、教室に入る前に、検温と健康観察を実施します。
- (4)登校後に、発熱や風邪の症状が見られた場合は、発熱の有無にかかわらず、早退をお願いします。その場合、保護者に電話連絡をさせていただきますので、お迎えのご協力をお願いいたします。
- (5)登校後に、発熱や風邪の症状が見られた場合は、同様の症状がないか、同学級や近接学級の状況を確認します。

2 学校に毎日持参する持ち物について

- (1)健康観察確認票（保護者のサインまたは捺印を忘れずに）
（ランドセルからすぐに取り出せるようにしてください。）
- (2)マスク（着用が通常、マスクの色柄や形状等は問いません。）
*ただし、体育の授業でマスクの着用は必要ありませんが、軽度な運動を行う場合やマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を否定するものではありません。
*事情によってマスクを付けられない場合等は、予め学校へご相談ください。
- (3)ビニール袋や布1枚以上（マスクを外す際の置き場所として使用するため）
- (4)ハンカチやタオル1枚以上（手を拭いたり、汗をぬぐうために使用するため）
- (5)ポケットティッシュ
- (6)ビニール袋1枚
（使用済みのティッシュペーパー等を持ち帰ってもらうため）
*マスク、ハンカチやタオル等は、毎日、交換してください。
- (7)水筒1本以上（お茶、麦茶、スポーツドリンクなど）
*年齢・体重・体格等の個人差がありますが、熱中症対策として、1日に、食事以外で、800ミリリットルから1.3リットル以上の水分補給が推奨されます。

(8) 衣服（上着等）

* 換気に伴う暑さ寒さを衣服で調整できるように準備をお願いいたします。

(9) 本（任意、「読書」は読解力やコミュニケーション能力を高めるのに有効）

* 当面の間、日課の中に「読書の時間」はありませんが、図書館及び学級文庫の利用も差し控えますので、休み時間等で自主的に読んだりするために持参を推奨いたします。

3 学校の基本的な感染症対策について

(1) 感染拡大防止対策における「手洗い」，「うがい」，「マスクの着用」，「咳エチケット」の重要性について指導していきます。「うがい」は飛沫飛散防止に配慮し、必要に応じて行われます。

(2) 手洗いは、水と石けんで丁寧に洗うように指導します。手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共用しないように指導します。必要に応じて、手指消毒用エタノールでの手指の消毒も行います。

* アルコールかぶれがある場合等は、予め学校へご相談ください。

(3) 学校教育活動においては、登下校中も含めてマスク着用を通常とします。

(4) 体育の授業において、マスクの着用は必要ありませんが、軽度な運動を行う場合やマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を否定するものではありません。ただし、他の児童との距離を2 m以上（ランニングなどで同じ方向に動く場合は更に長い距離）確保したり、不必要な会話や発声をしないように指導します。

(5) マスクを外す際は、ゴムやひもをつまんで外し、手指にウイルス等が付着しないように、なるべくマスクの表面には触れずに、内側を折りたたんで清潔なビニール袋や布の上等の上に置くように指導します。

(6) 使用済みのティッシュペーパーは、ゴミ箱には棄てずに、各自で持参したビニール袋に入れて、持ち帰ります。

(7) 換気の徹底を図ります。授業中の換気は、エアコン使用中も含めて、風が通るように、戸外に向いている窓・扉（教室・廊下とも）は、常に開けたり、扇風機、換気扇等も併用して行います。また、休み時間は、教室の窓と扉を全部開けて、教室の空気を入れ換えます。換気が困難な場合でも、定期的に、数分間程度、窓を全開します。熱中症対策として、気温などによる基準を設けず、天候、活動内容、児童の様子に応じてエアコン、扇風機を用いて学習環境の整備を行いますが、換気に伴う暑さ寒さに備え、衣服で調整できるようにご指導をお願いいたします。

(8) 毎日、消毒を実施します。各教室のドアノブ、電灯のスイッチ、手すり、流しの蛇口、トイレの便器等、教職員が次亜塩素酸ナトリウム液または消毒用エタノールを使用し、それぞれ必要箇所の消毒を行います。

(9) 「新しい生活様式」にもとづき、「密閉」「密集」「密接」にならないように感染拡大防止に向けた指導の徹底を図ります。

4 登下校時の対応

(1) 登下校するときは、マスクをつけて、交通安全を確認しながら、前後を歩く人との間を1～2メートルあけて歩いて登校するようにお声かけをお願いいたします。

(2) たくさんの人が集まっている場所には近づかないように声かけをお願いいたします。

(3) 帰りの会の時に、各学級において、担任が下校前に、健康観察を実施します。

- (4) 下校は、各学級から1人ずつ時間差で下校させます。昇降口や正門前で友だちを待つことなく、分散で下校させます。ただし、当面の間、1年生は、**地区別（色別）に教職員が途中まで引率する形の集団下校**となります。
- (5) 当面の間、1年生の学童利用者は、最後に教職員が引率して、学童の担当職員に引き継ぎます。

5 日常の学校生活での対応（授業・休み時間等）

- (1) 他者への思いやりを育む教育活動を実践します。
- ① 最新の知見に基づく新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識を発達段階に応じて伝え、感染症の予防についての正しい知識に基づいた行動ができるように指導していきます。
 - ② 本校では、今後、ソーシャル・ディスタンス（社会的距離）ではなく、WHO（世界保健機関）が提唱する**フィジカル・ディスタンス（物理的距離・身体的距離）**という言い方に改め、「**人と人のつながり（心の距離）は保ちながら、あくまでも物理的距離（身体的距離）を置く**」というスタンスで指導していきます。
 - ③ 新型コロナウイルス感染症と共に生きていくために、「**3つの密**」の回避や**フィジカルディスタンス（物理的距離・身体的距離）**の確保といった「**新しい生活様式**」に、学校を含めた社会全体が移行する重要性について指導していきます。
 - ④ **人権教育**を推進し、感染者、濃厚接触者、医療従事者、社会機能の維持にあたる方等とその家族に対する**誤解や偏見**にもとづく**差別やいじめ**が許されないことを、全教科・全領域にわたって指導し、**共生意識の醸成**を図っていきます。
 - ⑤ 心配なことがあったら、一人で抱え込まずに、まわりの人に**相談**するように声かけをしていきます。学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等から、児童の状況を的確に把握してまいります。また、担任の**電話連絡**や関係機関の**教育相談電話**等を活用し、一人一人の不安に寄り添います。
 - ⑥ 保護者がお子様を安心して学校に送り出せるよう、学校の健康安全対策や心のケア、教育課程の内容、**共生意識の醸成**等について、**学校だよりや学年通信、連絡メール2**や**本校ホームページ**での情報発信に努めてまいります。
- (2) マスクの着用が日常的になっているので、**熱中症対策**として、担任の指示により**定期的に水分補給**をするように指示します。また、個人の判断で、水分補給ができるように指導します。なお、**飲み物は水筒に入れて各自で持参し、回し飲みはしない**ように指導します。
- (3) 休憩中の水分補給は飛沫飛散防止のため、給食時と同様に、**会話を控え、自席で座って行う**ように指導します。
- (4) 登校時、昼休み後、外から教室に入る時、咳やくしゃみ、鼻をかんだ時、給食（昼食）の前後、トイレの後、清掃後に**石けんを使って手洗い**を行うように指導します。
- (5) 多くの児童が触れる場所や共用の教材、教具、情報機器などは、**教職員が適切に消毒**するとともに、触れた後で**手洗い**を行うように指導します。
- (6) 流し、トイレなど、一時的に密集が予想される場合は、**一定間隔を開けて並べるようにポイント（ライン）**を付け、発達段階に応じた指導を行います。
- (7) 児童の**座席の間**を可能な限り距離（おおむね**1～2m**）を確保し、**対面と**ならないよう座席の配置を工夫します。

- (8) 友だちや教職員にあいさつをしたり、会話したりするときは、飛沫がでないように、お互いに手を伸ばしても触れない距離を確保し、小さな声やジェスチャー（手話等）でコミュニケーションをはかるように指導します。
（5分間の会話は1回の咳と同じ）
- (9) 教職員も常時マスクを着用（手作り含む）していますが、口元が見える状態で指導を行う必要がある時はフェイスシールド（手作り含む）を用いて、マスクを外すことがあります。その際は児童との距離を確保します。
例．英語（外国語活動）で、口の動きを見せることや明瞭な発音を聞かせるとき
表情による伝達が必要なとき など
- (10) 学校生活全般において、フィジカル・ディスタンス（おおむね1～2m）を守り、もしそれが守れない状況の時は、私語はしないなどの指導の徹底を図ります。
- (11) 当面の間、他の児童との身体の接触を伴う教育活動は、見合わせます。
- (12) 当面の間、全校が一斉で集まる活動及び複数の学年での活動は見合わせます。
- (13) 給食以外の飲食を伴う活動、校外に出かける学習、児童以外の多数が校内に集まる活動（授業参観日など）を当面の間、中止または延期します。
- (14) 当面の間、当番活動・係活動・委員会活動・クラブ活動・部活動は見合わせます。
- (15) 当面の間、休み時間は、換気・手洗い・次時の授業の準備や移動の時間として、教室や校庭で友だちと遊ぶことはしません。
- (16) 当面の間、校庭の遊具は、学級活動や体育の授業以外では使用しません。
- (17) 当面の間、図書室の利用及び貸し出し、学級文庫の利用は見合わせます。
- (18) 当面の間、消毒を含め、ゴミの処理については、教職員が行います。
- (19) 当面の間、トイレ・流しを含めた教室及び廊下等の清掃は教職員が行います。
- (20) 当面の間、教室のロッカーは使用せず、ランドセルは机の右脇の椅子に置きます。

6 帰宅後（各家庭で）

- (1) 帰宅したら、すぐに手と顔を洗い、着替えることが推奨されています。また、できるならば、シャワーをあびたり、お風呂に入ったりして、体を洗うことが推奨されています。
- (2) 手洗いは、水と石けんで丁寧に洗うことが推奨されています。
手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共用しないことが推奨されています。
- (3) 放課後や休日などは、3つの密（密閉・密集・密室）となる場所や不要不急の外出を控えさせ、家庭での望ましい過ごし方について家族で話し合ってください。
- (4) 当面の間、仲の良い友だち同士の間、家庭間の行き来や家族ぐるみの交流による接触を控えるなど、学校を通じた人間関係の中で感染が広がらないように細心の注意をお願いいたします。
- (5) ご家庭においても、手洗い・うがいの励行、マスクの着用、咳エチケットの徹底をお願いいたします。
- (6) 自宅待機時も含めて「バランスのとれた食事」「適切な運動」「十分な休養・睡眠」に心がけ、からだを病気から守るしくみを強くする生活（免疫力を高める生活）ができるようお願いいたします。
（「早寝」「早起き」「朝ごはん」）

(7)ご家庭でも、いろいろな場面で、「新しい生活様式」の実践について家族で話し合い、ご協力をお願いいたします。

- ・遊びに行く時は、「屋内より屋外を選ぶ」「狭い部屋や施設での長居は避ける」など
- ・家族と会話する時は、「可能な限り真正面を避ける（横並び）」など
- ・公園等で過ごす時は、「空いた時間・場所を選ぶ」「大人数で行かない」など
- ・ジョギングをする時は、「少人数で」「間隔を2メートル以上空ける」「すれ違う時は、距離をとる」など
- ・買い物に行く時は、「保護者1人、または少人数で」「レジに並ぶときはスペースを空ける」など
- ・食事の時は、家族や友人同士等の**団らん**の場・意義も大切にしながら、「**回し飲み**等はしない」「**大皿**を避けて、料理は個々に」「**密接**や**飛沫**に注意する」「持ち帰りやデリバリーの利用」など

(8)感染への不安、学習の遅れ等、心配なことがある時は、学校にご相談ください。

7 保護者の来校について

来校する場合は、職員玄関にて**来校名簿**に記入の上、**保護者健康チェックシート**を提出（その場で記入も可、用紙は事務室にもあります）していただくとともに、マスクの着用、手指消毒のご協力をお願いいたします。

***保護者健康チェックシート**は、本校ホームページからダウンロードできるようになっています。なお、体調不良での来校はお控えください。

8 新型コロナウイルスの感染（陽性者）や疑い（濃厚接触者等）が発生した時の対応について

(1)本人及び同居するご家族の中で、以下の症状がある場合は、「**帰国者・接触者相談センター**」やかかりつけ医師等にすぐに相談して、その指示に従ってください。その場合、必ず学校にも**電話連絡**をお願いいたします。

【**帰国・接触者相談センター（松戸健康福祉センター[松戸保健所]内）**】

[対応時間] 平日、午前9時から午後5時まで

TEL 047-361-2140 FAX 047-368-0689

【**相談・受診の目安**】

- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがあるとき（症状には個人差があるので、強い症状と思う場合にはすぐに相談すること）。
- ・基礎疾患があり、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状があるとき。
- ・上記以外で、発熱や咳など、比較的軽い風邪症状が続くとき。
（症状が4日以上続く場合は必ず相談すること）

*上記に該当しない場合でも、相談は可能である。

※なお、本人及び同居するご家族が陽性者及び濃厚接触者等となった場合は、学校から松戸市教育委員会への報告義務があることと報告書作成にあたって、ご家族の方に、感染の状況等についての聞き取りをさせていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

(2) 本人及び同居するご家族の中で、新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者が出た場合は、保健所の指導に従ってください。なお、その場合は、保護者（ご家族の方）から、必ず学校に連絡を入れていただくようお願いいたします。

① 児童または教職員が陽性者となった場合の対応

本人が治癒するまで出席停止または出勤停止となります。陰性判定が出てから、2週間の自宅待機後、出席が可能となります。

校内において陽性者が出た場合は、2週間の臨時休校が基本となります。学校再開の判断は、濃厚接触者の特定、学校の消毒等の要件が満たされた後、松戸保健所と相談の上、学校の再開時期が決定されます。

② 児童または教職員が濃厚接触者となった場合の対応

本人は、松戸保健所に指示された期間、出席停止または出勤停止となります。

校内において濃厚接触者が出た場合は、3日～2週間の臨時休校になります。学校再開の判断は、松戸保健所の指導に従い、消毒後、感染拡大の恐れがないとなった時点となります。

③ 児童または教職員の同居人が陽性者となった場合の対応

本人は、出席停止または出勤停止となります。期間については、松戸保健所の指導のもと、要件を満たした時点で出席停止・出勤停止解除となります。

④ 児童または教職員の同居人が濃厚接触者となった場合の対応

すぐに出席停止・出勤停止措置等をとることはしないが、同居人に各症状等が出た時点で出席停止または出勤停止となります。その場合の期間については、松戸保健所の指導のもと、要件を満たした時点で出席停止・出勤停止解除となります。

9 本校が臨時休業（休校）となる場合の対応

本校が臨時休業（休校）となる場合は、学校より保護者様へ速やかに連絡メール2にて通知いたします。

また、臨時休業（休校）に入る前に、学校が、臨時休業中の健康観察や学習課題等について、児童に連絡をいたします。